



## 〔記載要領等〕

### 《使用区分》

この届出書は、公益法人等が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」といいます。）第29条第1項又は第2項の規定による公益認定法第5条の公益認定の取消しの処分（以下「取消処分」といいます。）を受けたときに使用します。

### 《記載要領》

- 1 「届出者」には、租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」といいます。）を受けた公益法人等が取消処分を受けた場合に、現在の法人の主たる事務所の所在地等を記載してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 2 「認定取消しの処分前の名称等」欄には、届出者が取消処分を受ける前における主たる事務所の所在地等について記載してください。なお、「主たる事務所の所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。また、「取消しの処分を受けた事由」欄には、取消処分を受けた事由を具体的に記載するとともに、定款を変更する場合には「定款変更の概要」欄に変更する項目の概要を記載してください。
- 3 「特定贈与等を受けた財産の寄附者」欄には、届出者に対し財産を特定贈与等した者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 4 「特定贈与等を受けた財産の明細」欄には、届出者が特定贈与等を受けた財産の明細を記載します。なお、「使用実績」欄は、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資をする」のように具体的に記載してください。
- 5 「その他参考事項」欄には、取消処分を受けたことを届け出るに当たり、特に参考となる事項を記載してください。
- 6 この届出書は「特定贈与等を受けた財産の寄附者」ごとに作成してください。

（注） 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

### 《添付書類》

- 1 届出者である法人の公益認定の取消処分後の登記事項証明書等
- 2 公益認定の取消処分を受けたことを証する書類
- 3 定款の写し（定款を変更する場合は、定款の写し及び定款の変更項目が確認できる書類）